# 港　湾　荷　役　料　金　表

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

（1トンにつき　単位円）

| 品目 | | | | | 金額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 接岸本船 ⟷ 上屋・野積場内 | 接岸本船 ⟷ 上屋・野積場前 |
| ユニタイズ貨物等 | コンテナ | 実入 | | | 1，193 | 1，066 |
| | | 空 | | | 1，014 | 905 |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング | | | | 2，305 | 2，112 |
| | ノックダウン自動車<br>完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの） | | | | 1，803 | 1，653 |
| | 完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの） | | | | 2，524 | 2，298 |
| 包装品 | 袋物 | | | | 3，156 | 2，883 |
| | ベール物 | | | | 3，071 | 2，802 |
| | カートン<br>ケース<br>クレート | 雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） | | | 3，460 | 3，183 |
| | | 機械類（1個当り5トン以上のもの） | | | 2，524 | 2，298 |
| | | 青果類 | | | 2，594 | 2，355 |
| | | 冷凍品・冷蔵品 | | | － | 5，006 |
| 有姿貨物 | タイヤ | | | | 2，378 | 2，199 |
| | 巻取紙（内地産） | | | | 1，908 | 1，706 |
| | 木材 | 岸壁揚のもの | 原木 | 米国材・南洋材 | 1，739 | 1，563 |
| | | | | 北洋材 | 2，361 | 2，188 |
| | | | 製材 | | 1，870 | 1，689 |
| | 非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金） | | | | 2，803 | 2，520 |
| | 鋼材 | 一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む） | | | 2，700 | 2，467 |
| | | 鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル | | | 2，297 | 2，100 |
| | 石材 | | | | 2，751 | 2，556 |
| 撒貨物 | 小麦・肥料原料・鉱礦石（粉） | | | | 1，861 | 1，667 |
| | 鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石・ | | | | 2，578 | 2，347 |
| | 砂糖 | | | | 2，493 | 2，312 |

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内 ⟷ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内 ⟷ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種　別 | 内　　容 | 割増率 |
|---|---|---|
| 半夜荷役 | 16時30分から21時30分までの間における荷役 | 基本料金の6割増 |
| 土曜日荷役 | 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役 | 基本料金の6割増 |
| 日曜日・祝祭日荷役 | 日曜日・祝祭日における荷役 | 基本料金の10割増 |

3．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

| 1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分 | 15人以下（12人） | 16人～22人（19人） | 23人～29人（26人） | 30人～36人（33人） | 37人以上（40人） |
|---|---|---|---|---|---|
| 昼間（8時30分から16時30分まで） | 54,530 | 84,930 | 115,350 | 145,780 | 171,680 |
| 半夜（16時30分から21時30分まで） | 84,830 | 132,110 | 179,440 | 226,770 | 267,060 |

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

| 1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分 | 15人以下（12人） | 16人～22人（19人） | 23人～29人（26人） | 30人～36人（33人） | 37人以上（40人） |
|---|---|---|---|---|---|
| 昼間（8時30分から16時30分まで） | 432,600 | 673,780 | 915,110 | 1,156,520 | 1,362,000 |
| 半夜（16時30分から21時30分まで） | 432,600 | 673,780 | 915,110 | 1,156,520 | 1,362,000 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．分担金等

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| (1)港湾福利分担金 | 各貨物（一律）１トンにつき　８円 |
| (2)港湾労働法関係付加金 | 各貨物（一律）１トンにつき　３円 |
| (3)労働安定基金 | 各貨物（一律）１トンにつき　７円 |

7．消費税及び地方消費税の加算

(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
　ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

　料金の計算方は、次によります。

　計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

　なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

　ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は１個当たり 32 トン、40 フィート型は１個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

　また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

9．その他

(1)本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

# 港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

（1トンにつき　単位円）

| 品目 | | | | | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| ユニタイズ貨物等 | コンテナ | 実入 | | | 586 |
| | | 空 | | | 498 |
| | パレタイズ貨物・　バンパック・バッグコンテナ・プレスリング | | | | 1，412 |
| | ノックダウン自動車<br>完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの） | | | | 1，110 |
| | 完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの） | | | | 1，465 |
| 包装品 | 袋物 | | | | 1，885 |
| | ベール物 | | | | 1，813 |
| | カートン<br>ケース<br>クレート | 雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） | | | 2，185 |
| | | 機械類（1個当り5トン以上のもの） | | | 1，465 |
| | | 青果類 | | | 1，469 |
| | | 冷凍品・冷蔵品 | | | 3，713 |
| 有姿貨物 | タイヤ | | | | 1，561 |
| | 巻取紙（内地産） | | | | 949 |
| | 木材 | 水落しのもの | 原木 | | 639 |
| | | 岸壁揚のもの | 原木 | 米国材・南洋材 | 902 |
| | | | | 北洋材 | 1，574 |
| | | | 製材 | | 1，019 |
| | 非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金） | | | | 1，466 |
| | 鋼材 | 一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む） | | | 1，619 |
| | | 鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル | | | 1，378 |
| | 石材 | | | | 1，868 |
| 撒貨物 | 小麦・肥料原料・鉱礦石（粉） | | | | 938 |
| | 鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石 | | | | 1，496 |
| | 砂糖 | | | | 1，674 |

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

②積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種　別 | 内　　容 | 割増率 |
|---|---|---|
| 半夜荷役 | 16時30分から21時30分までの間における荷役 | 基本料金の６割増 |
| 土曜日荷役 | 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役 | 基本料金の６割増 |
| 日曜日・祝祭日荷役 | 日曜日・祝祭日における荷役 | 基本料金の10割増 |

3．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①３ヶ月以上の長期契約があること

②１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③１回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

| 1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分 | 9人以下（7.5人） | 10人～13人（11.5人） | 14人～17人（15.5人） | 18人～21人（19.5人） | 22人以上（22.5人） |
|---|---|---|---|---|---|
| 昼　　間（8時30分から16時30分まで） | 34,030 | 52,170 | 70,300 | 88,440 | 102,060 |
| 半　　夜（16時30分から21時30分まで） | 52,940 | 81,150 | 109,360 | 137,570 | 158,760 |

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

| 1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分 | 9人以下（7.5人） | 10人～13人（11.5人） | 14人～17人（15.5人） | 18人～21人（19.5人） | 22人以上（22.5人） |
|---|---|---|---|---|---|
| 昼　　間（8時30分から16時30分まで） | 269,970 | 413,880 | 557,710 | 701,620 | 809,680 |
| 半　　夜（16時30分から21時30分まで） | 269,970 | 413,880 | 557,710 | 701,620 | 809,680 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．分担金等

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| (1)港湾福利分担金 | 各貨物（一律）１トンにつき　４円 |
| (2)港湾労働法関係付加金 | 各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭 |
| (3)労働安定基金 | 各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭 |

7．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．その他

(1)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

# 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき　単位円）

| 品目 | | | | 金額 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内 | 接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前 |
| ユニタイズ貨物等 | コンテナ | 実入 | | 670 | 536 |
| | | 空 | | 569 | 455 |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング | | | 1，014 | 811 |
| | ノックダウン自動車<br>完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの） | | | 788 | 630 |
| | 完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの） | | | 1，192 | 954 |
| 包装品 | 袋物 | | | 1，437 | 1，150 |
| | ベール物 | | | 1，420 | 1，136 |
| | カートン ケース クレート | 雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） | | 1，457 | 1，166 |
| | | 機械類（1個当り5トン以上のもの） | | 1，192 | 954 |
| | | 青果類 | | 1，262 | 1，010 |
| | | 冷凍品・冷蔵品 | | － | 1，556 |
| 有姿貨物 | タイヤ | | | 942 | 754 |
| | 巻取紙（内地産） | | | 1，059 | 847 |
| | 木材 | 岸壁揚のもの | 原木 米国材・南洋材 | 929 | 743 |
| | | | 原木 北洋材 | 911 | 729 |
| | | | 製材 | 949 | 759 |
| | 非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金） | | | 1，484 | 1，187 |
| | 鋼材 | 一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む） | | 1，223 | 978 |
| | | 鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル | | 1，040 | 832 |
| | 石材 | | | 1，028 | 822 |
| 撒貨物 | 小麦・肥料原料・鉱礦石（粉） | | | 1，021 | 817 |
| | 鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石 | | | 1，218 | 974 |
| | 砂糖 | | | 950 | 760 |

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

(ｲ)接岸本船船側 ←→ 上屋・野積場内の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ)はしけ内 ←→ 上屋・野積場内の場合

（揚荷）はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

②「接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前」の場合

(イ)接岸本船船側 ←→ 上屋・野積場前の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ)はしけ内 ←→ 上屋・野積場前の場合

（揚荷）はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種　別 | 内　　容 | 割増率 |
|---|---|---|
| 半夜荷役 | 16時30分から21時30分までの間における荷役 | 基本料金の6割増 |
| 土曜日荷役 | 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役 | 基本料金の6割増 |
| 日曜日・祝祭日荷役 | 日曜日・祝祭日における荷役 | 基本料金の10割増 |

3．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5％

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③1回当たりの荷役量が 3,000トンを超えること

4．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

| 昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分 | ４人～６人（５人） | ７人～９人（８人） | 10人～12人（11人） | 13人～15人（14人） | 16人～18人（17人） | 19人～21人（20人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昼　　間（８時30分から16時30分まで） | 20,500 | 32,760 | 45,050 | 57,340 | 69,620 | 81,920 |
| 半　　夜（16時30分から21時30分まで） | 31,890 | 50,960 | 70,080 | 89,200 | 108,300 | 127,430 |

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

| 昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分 | ４人～６人（５人） | ７人～９人（８人） | 10人～12人（11人） | 13人～15人（14人） | 16人～18人（17人） | 19人～21人（20人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昼　　間（８時30分から16時30分まで） | 162,630 | 259,900 | 357,400 | 454,900 | 552,320 | 649,900 |
| 半　　夜（16時30分から21時30分まで） | 162,630 | 259,900 | 357,400 | 454,900 | 552,320 | 649,900 |

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金
本料金は、次の作業を行った場合に適用します。
(1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
(2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付するまでの作業

（１トンにつき　単位円）

| | |
|---|---|
| 袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの | ２，４７３ |
| 雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの | ２，２１７ |
| ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当り５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの | １，９８６ |

7．看貫作業料金
本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8．仕訳作業料金
本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

9．はい替作業料金
本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の８割とします。

10．上屋保管料金
(1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
(2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（１日１トンにつき　単位円）

| 区分 / 貨物分類 | 私設上屋の場合 | 公共上屋の場合 |
|---|---|---|
| コンテナ（野積場） | １３ | ９ |
| 繊維原料類 | ５７ | ４３ |
| 青果 | ５７ | ４３ |
| 窯製品 | ６８ | ５７ |
| その他の貨物 | １００ | ８１ |

（注）１．公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
２．コンテナについては、野積場置きの料金とします。
３．定温保管を要する貨物については、本料金の８割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の２割増とします。

11. 分担金等

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| (1)港湾福利分担金 | 各貨物（一律）１トンにつき　４円 |
| (2)港湾労働法関係付加金 | 各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭 |
| (3)労働安定基金 | 各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭 |

12. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

(1)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

# 港湾荷役料金表（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

(1)総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 ←→ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役

(2)総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

(1)総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき　単位円）

| 品目 | | | | | 金額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 本船内 ←→ 上屋・野積場内 | 本船内 ←→ 上屋・野積場前 |
| ユニタイズ貨物等 | コンテナ | 実入 | | | 785 | 728 |
| | | 空 | | | 666 | 618 |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング | | | | 1，891 | 1，754 |
| | ノックダウン自動車<br>完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの） | | | | 1，481 | 1，374 |
| | 完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの） | | | | 2，058 | 1，895 |
| 包装品 | 袋物 | | | | 2，582 | 2，386 |
| | ベール物 | | | | 2，510 | 2，316 |
| | カートン ケース クレート | 雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） | | | 2，851 | 2，652 |
| | | 機械類（1個当り5トン以上のもの） | | | 2，058 | 1，895 |
| | | 青果類 | | | 2，109 | 1，937 |
| | | 冷凍品・冷蔵品 | | | － | 4，218 |
| 有姿貨物 | タイヤ | | | | 1，968 | 1，840 |
| | 巻取紙（内地産） | | | | 1，259 | 1，169 |
| | 木材 | 岸壁揚のもの | 原木 | 米国材・南洋材 | 1，400 | 1，274 |
| | | | | 北洋材 | 1，959 | 1，834 |
| | | | 製材 | | 1，513 | 1，384 |
| | 非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金） | | | | 2，258 | 2，056 |
| | 鋼材 | 一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む） | | | 1，898 | 1，795 |
| | | 鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル | | | 1，614 | 1，526 |
| | 石材 | | | | 2，290 | 2，150 |
| 撒貨物 | 小麦・肥料原料・鉱礦石（粉） | | | | 1，494 | 1，356 |
| | 鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石 | | | | 2，103 | 1，937 |
| | 砂糖 | | | | 2，070 | 1，941 |

(2)総トン数 500 トンの小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき　単位円）

| 品目 | | | | 金額 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 本船内←→上屋・野積場内 | 本船内←→上屋・野積場前 |
| ユニタイズ貨物等 | コンテナ | 実入 | | 781 | 625 |
| | | 空 | | 663 | 530 |
| | パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング | | | 1，182 | 945 |
| | ノックダウン自動車<br>完成車（重量5㌧未満かつ容積20㌧未満のもの） | | | 918 | 735 |
| | 完成車（重量5㌧以上又は容積20㌧以上のもの） | | | 1，388 | 1，110 |
| 包装品 | 袋物 | | | 1，674 | 1，339 |
| | ベール物 | | | 1，655 | 1，323 |
| | カートン ケース クレート | 雑貨類・機械類（1個当り5㌧未満のもの） | | 1，698 | 1，359 |
| | | 機械類（1個当り5㌧以上のもの） | | 1，388 | 1，110 |
| | | 青果類 | | 1，470 | 1，177 |
| | | 冷凍品・冷蔵品 | | － | 1，812 |
| 有姿貨物 | タイヤ | | | 1，097 | 878 |
| | 巻取紙（内地産） | | | 1，234 | 987 |
| | 木材 | 岸壁揚のもの | 原木 米国材・南洋材 | 1，082 | 866 |
| | | | 原木 北洋材 | 1，061 | 849 |
| | | | 製材 | 1，105 | 884 |
| | 非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金） | | | 1，729 | 1，383 |
| | 鋼材 | 一般鋼材（口径12㌅未満の鋼管含む） | | 1，425 | 1，140 |
| | | 鋼管（口径12㌅以上のもの）・コイル | | 1，212 | 970 |
| | 石材 | | | 1，197 | 958 |
| 撒貨物 | 小麦・肥料原料・鉱礦石（粉） | | | 1，190 | 952 |
| | 鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石 | | | 1，420 | 1，136 |
| | 砂糖 | | | 1，106 | 885 |

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内←→上屋・野積場内」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内←→上屋・野積場前」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種　別 | 内　　容 | 割増率 |
|---|---|---|
| 半夜荷役 | 16時30分から21時30分までの間における荷役 | 基本料金の６割増 |
| 土曜日荷役 | 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役 | 基本料金の６割増 |
| 日曜日・祝祭日荷役 | 日曜日・祝祭日における荷役 | 基本料金の10割増 |

3．割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から５％を割引ます。

4．分担金等

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内

←――→　上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| (1)港湾福利分担金 | 各貨物（一律）１トンにつき　８円 |
| (2)港湾労働法関係付加金 | 各貨物（一律）１トンにつき　３円 |
| (3)労働安定基金 | 各貨物（一律）１トンにつき　７円 |

(2)総トン数 500 トン未満の小型船内

←――→　上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| (1)港湾福利分担金 | 各貨物（一律）１トンにつき　４円 |
| (2)港湾労働法関係付加金 | 各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭 |
| (3)労働安定基金 | 各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭 |

5．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

6．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は１個当たり 32 トン、40 フィート型は１個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

7．その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

# はしけ運送料金表

Ⅰ．適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

（1トンにつき　単位円）

| 品目 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| | 港湾内運送 | | 指定区間運送 |
| | 通常の港湾内 | 特定地区との間 | |
| ユニタイズ貨物<br>一般包装品<br>有姿貨物 | 1,258 | 1,480 | イ）　1,702<br>ロ）　1,924 |
| 撒貨物 | 1,135 | 1,358 | イ）　1,579<br>ロ）　1,802 |

①特定地区は、安治川端建蔵橋上流、木津川千本松大橋上流、神崎川出来島大橋上流とします。

②指定区間は、イ）当港と尼崎西宮芦屋港及び神戸港との間、ロ）当港と東播磨港、姫路港及び和歌山下津港との間とします。

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

①本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

②沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

| 種　別 | 内　容 | 割増率 |
|---|---|---|
| 半夜運送 | 16時30分から21時30分までの間における運送 | 基本料金の4割増 |
| 日曜日・<br>祝祭日運送 | 日曜日・祝祭日における運送 | 基本料金の3割増 |

3．はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

（1トンにつき単位円）

| 品　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 一般包装品 | 133 |
| ユニタイズ貨物<br>有姿貨物<br>撒貨物 | 66 |

（注）本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4．滞船料金

積載貨物トン数1トン1日つき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5．最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6．分担金等

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| (1)港湾福利分担金 | 各貨物（一律）1トンにつき　4円 |
| (2)労働安定基金 | 各貨物（一律）1トンにつき　3円50銭 |

7．消費税及び地方消費税の加算

(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．その他

(1)特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣

習によります。

# いかだ運送料金表

Ⅰ．適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

本船沖取－仕訳筏組

（1立方メートルにつき　単位円）

| 品　　目 | | 金　　額 |
|---|---|---|
| 原　木 | 米　国　材 | 999 |
| | 南　洋　材 | 849 |
| | 北　洋　材 | 1，228 |

（注）筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

| 種　別 | 内　　容 | 割増率 |
|---|---|---|
| 半夜作業 | 16時30分から21時30分までの間における作業 | 基本料金の6割増 |
| 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 | 基本料金の10割増 |

3．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（1口1時間につき　単位円）

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| 昼　間（8時30分から16時30分まで） | 28，040 |
| 半　夜（16時30分から21時30分まで） | 43，620 |

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から

21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

4．分担金等

| 区　　分 | 金　　額 |
|---|---|
| (1)港湾福利分担金 | 各貨物（一律）１トンにつき　３円53銭 |
| (2)労働安定基金 | 各貨物（一律）１トンにつき　３円09銭 |

5．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

6．その他

(1)特殊作業（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、桟積・桟崩しを伴う作業等）及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2)水面保管 10 種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3)沈木引揚陽機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

# 輸出貨物船積料金表

Ⅰ．適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

（1トンにつき　単位円）

| 品目 | | | 金額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 上屋入れより はしけ取り・本船積の場合 | 直背後上屋入れより 接岸本船積の場合 |
| ユニタイズ貨物 | パレタイズ貨物 | | 4，701 | 3，443 |
| | ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満且つ容積20トン未満のもの） | | 4，306 | 3，048 |
| | 袋物（紙・ビニール入りのもの） | | 6，023 | 4，765 |
| 包装品 | ベール物 | | 5，735 | 4，477 |
| | カートン ケース クレート | 雑貨類 機械類（1個当り5トン未満のもの） | 6，060 | 4，802 |
| | | 機械類（1個当り5トン以上のもの） | 5，596 | 4，338 |
| 有姿貨物 | タイヤ | | 4，971 | 3，713 |
| | 鋼材 | 一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む） | 5，462 | 4，204 |

（注）(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5％以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

（1トンにつき　単位円）

| 品目 | 金額 |
|---|---|
| 繊維製品 | 3，161 |
| 化学合成繊維（原料） | 2，987 |
| 缶詰 | 3，161 |

（注）(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5％以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌き料金を申し受けます。

(3)上屋入れよりバンニングの上、ＣＹ渡しの場合

（１トンにつき　単位円）

| 品　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの | ５，５２０ |
| 雑貨類・機械類（1個当り５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの | ５，４８０ |
| ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当り５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの | ４，６３２ |

（注）(1)本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下５％以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2)本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、ＣＹまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(4)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

①上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

②直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

③営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④上屋入れよりバンニングの上ＣＹ渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上ＣＹへ移送するまでの作業

(5)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．最低料金

本料金は、１件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の１トン分に満たない場合に適用し、１件の請求額が１トン分に満たない場合は、１トン分とします。

３．分担金等

| 区　　分 | 金　　額 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合 | 直背後上屋入れより接岸本船積の場合 | 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合 | 上屋入れよりバンニングの上ＣＹ渡しの場合 |
| (1)港湾福利分担金 | 9円20銭 | 5円20銭 | 4円80銭 | 4円80銭 |
| (2)港湾労働法関係付加金 | 1円50銭 | 1円50銭 | － | 1円50銭 |
| (3)労働安定基金 | 8円05銭 | 4円55銭 | 4円20銭 | 4円20銭 |

4．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

5．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

6．その他

(1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 次の費用については実費を申し受けます。

①航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用

②上屋入れよりバンニングの上ＣＹ渡しの場合のＣＹまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用

③委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用

④委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。